

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ただし書中「別表その5消防関係」を「別表その3建築関係及びその5消防関係」に改める。

別表その3 建築関係の表(9)の部備考1中「申請書に、」の次に「当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された」を加え、「第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（次の部において「適合証」）」を「第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この部において「確認書等」）」に、「43,000円」を「37,000円」に、「103,000円」を「94,000円」に、「164,000円」を「150,000円」に、「335,000円」を「306,000円」に、「599,000円」を「559,000円」に、「1,027,000円」を「979,000円」に、「1,923,000円」を「1,834,000円」に、「2,783,000円」を「2,665,000円」に、「3,444,000円」を「3,297,000円」に改め、同部備考2を削り、同部備考3中「適合証」を「確認書等」に、「64,000円」を「56,000円」に、「155,000円」を「141,000円」に、「245,000円」を「222,000円」に、「503,000円」を「458,000円」に、「896,000円」を「837,000円」に、「1,541,000円」を「1,467,000円」に、「2,884,000円」を「2,750,000円」に、「4,174,000円」を「3,995,000円」に、「5,166,000円」を

「4,942,000円」に改め、同備考を同部備考2とし、同部備考4中「法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部及び次の部において「法」という。）」に改め、同備考を同部備考3とし、同部備考5を同部備考4とし、同表(10)の部アの項及びイの項中「備考4及び5」を「備考3及び4」に改め、同部備考1及び同部備考2を削り、同部備考3を同部備考1とし、同部備考4を同部備考2とし、同表(11)の部を次のように改める。

(11) 認定長期優良住宅特例許可申請	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可	1件につき 160,000円
---------------------	---------------------------------------	----------------

別表その3 建築関係の表(12)の部備考4中「この表」を「この部及び次の部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行		改正案													
<p>(免除)</p> <p>第6条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったとき。ただし、別表その5 <u>消防関係</u>に係る手数料については、この限りでない。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>その1 税関係 ・ その2 戸籍等関係 (略)</p> <p>その3 建築関係</p>		<p>(免除)</p> <p>第6条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったとき。ただし、別表その3 <u>建築関係及びその5 消防関係</u>に係る手数料については、この限りでない。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>その1 税関係 ・ その2 戸籍等関係 (略)</p> <p>その3 建築関係</p>													
<table border="1"><thead><tr><th>手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(1)～(8) (略)</td></tr><tr><td>(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>		手数料を徴収する事項	手数料の金額	(1)～(8) (略)		(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	(略)	<table border="1"><thead><tr><th>手数料を徴収する事項</th><th>手数料の金額</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">(1)～(8) (略)</td></tr><tr><td>(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>		手数料を徴収する事項	手数料の金額	(1)～(8) (略)		(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	(略)
手数料を徴収する事項	手数料の金額														
(1)～(8) (略)															
(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	(略)														
手数料を徴収する事項	手数料の金額														
(1)～(8) (略)															
(9) 長期優良住宅建築等計画認定申請	(略)														
備考		備考													

現行

- 1 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成した当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（次の部において「適合証」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては43,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。
- (1) 100平方メートル以下のもの 43,000円
 - (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 103,000円
 - (3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 164,000円
 - (4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 335,000円
 - (5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 599,000円
 - (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1,027,000円
 - (7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル

改正案

- 1 アに係る申請書に、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この部において「確認書等」という。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては37,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。
- (1) 100平方メートル以下のもの 37,000円
 - (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 94,000円
 - (3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 150,000円
 - (4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 306,000円
 - (5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 559,000円
 - (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 979,000円
 - (7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル

現行

- 以下のもの 1,923,000円
 (8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 2,783,000円
 (9) 30,000平方メートルを超えるもの 3,444,000円

2 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（市長が別に定める要件を備えているものに限る。）の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあっては34,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあっては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。

- (1) 100平方メートル以下のもの 34,000円
 (2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 59,000円
 (3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 95,000円
 (4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 195,000円
 (5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 362,000円
 (6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 675,000円
 (7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル

改正案

- 以下のもの 1,834,000円
 (8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 2,665,000円
 (9) 30,000平方メートルを超えるもの 3,297,000円

現行

以下のもの 1,263,000円

(8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル

以下のもの 1,862,000円

(9) 30,000平方メートルを超えるもの 2,301,000円

3 イに係る申請書に適合証の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては64,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100平方メートル以下のもの 64,000円

(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 155,000円

(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 245,000円

(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 503,000円

(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 896,000円

(6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1,541,000円

(7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 2,884,000円

(8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル

改正案

2 イに係る申請書に確認書等の添付がある場合の手数料の金額は、一戸建ての建築物にあつては56,000円を、一戸建ての建築物以外の建築物にあつては次に掲げる床面積の合計の区分に応じそれぞれ次に定める額を、それぞれ上記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1) 100平方メートル以下のもの 56,000円

(2) 100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 141,000円

(3) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 222,000円

(4) 1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 458,000円

(5) 2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 837,000円

(6) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1,467,000円

(7) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 2,750,000円

(8) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル

現行

以下のもの 4,174,000円
 (9) 30,000平方メートルを超えるもの 5,166,000円

4 法第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に定める建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を上記の手数料の金額に加算した金額とする。

5 (略)

改正案

以下のもの 3,995,000円
 (9) 30,000平方メートルを超えるもの 4,942,000円

3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部及び次の部において「法」という。）第6条第2項の規定による申出をする場合の手数料の金額は、(1)の部に定める建築物等の確認申請及び計画通知の手数料の金額に相当する額を上記の手数料の金額に加算した金額とする。

4 (略)

(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請	ア 新築	(ア)	1件につき(9)長期優良住宅建築等計画認定申請備考4及び5の規定を適用しないものとして計算した場合における同部アの手数料の金額の半額
		(イ) (略)	
(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請	イ 増築 又	(ア)	1件につき(9)長期優良住宅建築等計画認定申請備考4及び5の規定を適用しないものとして
		(イ) (略)	

(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請	ア 新築	(ア)	1件につき(9)長期優良住宅建築等計画認定申請備考3及び4の規定を適用しないものとして計算した場合における同部アの手数料の金額の半額
		(イ) (略)	
(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請	イ 増築 又	(ア)	1件につき(9)長期優良住宅建築等計画認定申請備考3及び4の規定を適用しないものとして
		(イ) (略)	

現行				改正案			
	は 改 築	に 変 更 が 生 ず る も の	計算した場合における同 部イの手数料の金額の半 額		は 改 築	に 変 更 が 生 ず る も の	のとして計算した場合 における同部イの手数 料の金額の半額
		(イ)	(略)			(イ)	(略)
<p>備考</p> <p><u>1 アに係る申請において、住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されているときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</u></p> <p><u>(1) 1戸のもの 4,000円</u></p> <p><u>(2) 2戸以上5戸以下のもの 6,000円</u></p> <p><u>(3) 6戸以上10戸以下のもの 8,000円</u></p> <p><u>(4) 11戸以上25戸以下のもの 17,000円</u></p> <p><u>(5) 26戸以上50戸以下のもの 22,000円</u></p> <p><u>(6) 51戸以上100戸以下のもの 28,000円</u></p> <p><u>(7) 101戸以上200戸以下のもの 50,000円</u></p> <p><u>(8) 201戸以上300戸以下のもの 66,000円</u></p> <p><u>(9) 301戸以上のもの 83,000円</u></p>				<p>備考</p>			
<p><u>2 イに係る申請において、住宅の構造及び設備に変更が生じない場合であって、適合証が添付されているときの手数料の金額は、次に掲げる変更に係る戸数の区</u></p>							

現行		改正案		
<p>分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。</p> <p>(1) 1戸のもの 5,000円</p> <p>(2) 2戸以上5戸以下のもの 9,000円</p> <p>(3) 6戸以上10戸以下のもの 13,000円</p> <p>(4) 11戸以上25戸以下のもの 25,000円</p> <p>(5) 26戸以上50戸以下のもの 33,000円</p> <p>(6) 51戸以上100戸以下のもの 42,000円</p> <p>(7) 101戸以上200戸以下のもの 75,000円</p> <p>(8) 201戸以上300戸以下のもの 99,000円</p> <p>(9) 301戸以上のもの 124,000円</p> <p>3・4 (略)</p>		<p>1・2 (略)</p>		
(11)	削除	(11) 認定長期優良住宅特例許可申請	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可	1件につき 160,000円
(12) 低炭素建築物新築等 (新築又は増築、改築、修繕若しくは模)	(略)	(12) 低炭素建築物新築等 (新築又は増築、改築、修繕若しくは模)	(略)	

現行

様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。) 計画認定申請

備考

1～3 (略)

4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この表において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める

改正案

様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。) 計画認定申請

備考

1～3 (略)

4 アに係る申請書に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関（以下この部、次の部、(15)の部、(16)の部及び(17)の部において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この部及び次の部において「法」という。）第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この部及び次の部において「適合証」という。）又は市長が別に定める書類の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応

現行	改正案
<p>額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>5～11 (略)</p>	<p>じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>5～11 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>その4 開発関係～その6 その他 (略)</p>	<p>その4 開発関係～その6 その他 (略)</p>